

与謝野町介護福祉士修学資金貸与募集要領

京都府与謝野町

介護福祉士修学資金貸与募集要領

【制度の目的】

この制度は、介護福祉士の養成及び与謝野町内の介護等の業務を行う事業所への就業促進を図るため、将来町内において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする意思を有する方に、予算の範囲内で、修学資金を無利子で貸与するものです。文部科学大臣、厚生労働大臣又は都道府県知事の指定した学校等を卒業後、町内の社会福祉施設において介護福祉士として一定期間以上業務に従事された場合は、修学資金の返還を免除します。

1 応募資格

次の(1)及び(2)を満たすことが必要です。

- (1) 介護福祉士の養成施設等に在学中の方で、将来、与謝野町に住所を有し、町内事業所で介護福祉士の業務に従事しようとする意思を有する方
- (2) 修学に際し、家庭の経済状況等から貸与を必要としていること。

※ 4年制、3年制の学校等に在学する場合は、より高学年の申請者を優先します。

※ 家庭の経済状況等を調べるため、申請者の世帯（町内在住時の所属世帯含む）の所得状況を調査させていただくことがあります。

2 募集人員

若干名（継続貸与予定者を含む）

3 貸与額

年額 60万円（月額5万円以内）

4 貸与の期間

養成施設等に在学する期間（最大2年間）

- (1) 貸与の決定は毎年度行います。
- (2) 次年度以降も申請書の提出が必要です。

5 貸与の時期

6月、9月、12月及び3月に当該月分までを指定口座に振込みます。

※ 申請者多数の場合、審査、交付決定に時間を要するため、第1回の振込が遅れる場合があります。

6 貸与の決定

書類審査及び面談等を行い、決定します。

7 申請書及び提出書類

- (1) 介護福祉士修学資金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 在学証明書
- (4) 連帯保証人の印鑑証明

8 連帯保証人

申請には連帯保証人2名（うち1人は、申請者の父若しくは母又はこれに代わる方（法定代理人等）を立てていただくことが必要です。

9 応募期間

4月1日～5月15日（休日の場合は前日の開庁日）

※ 期間を過ぎても、募集人員に満たない場合は申請を受け付ける場合があります。

10 応募方法

与謝野町役場福祉課に申請書及び提出書類を提出してください。

【修学資金の返還】

次の返還事由が生じたときは、町長が指定する日までに修学資金を返還しなければなりません。

1 返還事由の主なもの

- (1) 修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。
- (2) 養成施設等を卒業した日以降の最初の4月1日から1年を経過する日までに介護福祉士の登録を受けなかったとき。
- (3) 介護福祉士の登録後、町内に住所をおき、直ちに町内事業所で介護福祉士の業務に従事しなかったとき。
- (4) 町内事業所で介護福祉士の業務に3年間従事しなかったとき。

2 返還方法

- (1) 一括払い
- (2) 月賦（貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間）
- (3) 半年賦の均等払い（貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間）

3 返還利息 無利息

4 遅延利息

正当な理由がなく修学資金の返還期日までに修学資金の返還を行わなかったときは、当該返還期日の翌日から修学資金が返還された日までの日数に応じ、当該未返還修学資金の額に年14.6パーセント（一ヶ月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した額の遅

延利息を支払わなければなりません。

【返還の猶予】

次の返還猶予事由が生じたときは、修学資金の返還を猶予します。

- (1) 町内において、介護福祉士として介護等の業務に従事しており、返還を免除する過程にあるとき。
- (2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由であると町長が認めたとき。

【修学資金の返還免除】

- 1 養成施設等を卒業した日の属する年度の翌年度の末日までの間に、介護福祉士の資格を取得し、直ちに町内事業所に正規の職員として雇用され、引き続き3年間（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。）介護福祉士として介護等の業務に従事したとき。
- 2 養成施設等を卒業した日の属する年度の翌年度の末日までの間に介護福祉士の資格を取得し、直ちに町内事業所に正規の職員として介護福祉士の業務に従事していた者が、3年未満の期間で離職した場合であって、離職後90日以内にほかの町内事業所に正規の職員として採用され、離職前の町内事業所で従事していた期間と合算して3年間（離職していた期間を除く。）介護福祉士として介護等の業務に従事したとき。
- 3 養成施設等を卒業した日の属する年度の翌年度の早期から町内事業所において介護等の業務に従事する者が、5年経過日までに介護福祉士試験に合格し、かつ、当該事業所において5年間継続して介護等の業務に従事したとき（返還を免除される場合を除く）。
- 4 養成施設等を卒業した日の属する年度の翌年度の早期から5年経過日までの間、継続して町内事業所において介護等の業務に従事したとき。

【注意事項】

- 1 申請書等は遺漏のないよう正確に記載してください。
- 2 申請書及び提出書類は、受付後一切お返しできませんのでご了承ください。
※応募に際し提出された個人情報、この選考以外には使用いたしません。
- 3 他の貸与制度との併給は可能ですが、他制度の側において併給が不可能な場合がありますのでご注意ください。

【問い合わせ先・書類提出先】

与謝野町役場 福祉課 介護高齢係

〒629-2498 京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 番地

電話 0772-43-9021 FAX 0772-42-0528

メールアドレス fukushi@town.yosano.lg.jp